
祭りにおける社会統合機能に関する覚書

遠州・森の祭りの戦中期を事例として

谷部真吾

1. はじめに

1-1. 本稿の位置づけと「都市祭礼研究の課題と可能性」について

本グローバル COE プログラムにおける筆者の研究課題は、祭りで起こった出来事（変化や事件など）を1つの「テキスト」として解釈することである。なお、その際、当時の社会状況を松澤和宏のいう「暗黙の文化的コンテキスト」として位置づけ〔松澤2007：60-61〕、それとの関係の中で「テキスト」を読み解いていくつもりである¹⁾。こうした作業を行なうにあたり、本稿では、静岡県周智郡森町で毎年11月に行われる「森の祭り」を事例として取り上げる。とりわけ、ここでは1939～40年（昭和14～15）に起こった騒動を見ていくことで、祭りにおける社会統合機能について考えてみたい。

そこで、まずは、1998年に開催された第6回「宗教と社会」学会でのワークショップ「都市祭礼研究の課題と可能性」について見ていくことから始めよう。このワークショップの中で問題設定を行った竹沢尚一郎は、次のように述べている。

祭礼研究は過去の呪縛を引きずっているように思われる。ひとつは、祭礼の集団的沸騰が成員に共同性をもたらすというデュルケームの宗教社会学であり、もうひとつは、祭礼を個々の要素に分解して、その諸相や変遷を理解しようとする柳田国男の要素論である（あるいはこれをエリアーデ宗教学に近づけることもできよう）。この2つのアプローチは、方法論的にまったく異なるものだが、反面いくつかの共通性をもっている。祭礼を個々のコンテキストから切り離して考察すること、祭礼をおこなう集団とその外部社会との関係を等閑に付すこと、祭礼を調和的なものと見なし、さまざまな力の葛藤や支配の競合をみないこと。一言でいって、祭礼の観

念論である〔竹沢1999：81〕。

竹沢によると、このような理解にもとづいて始められたワークショップは、次のような共通の視点を有していたという〔同：82〕。それは、第1に、祭礼を外部社会との関係性のもとでとらえること、第2に、祭礼におけるさまざまな力の葛藤や支配の争いを重視すること、第3に、祭礼がその参加者にいかなる力を及ぼしているかを考慮すること、の3点である。こうして行われたワークショップは、きわめて刺激的であった。しかし、その反面、不満がないわけでもない。筆者の感じた不満とは、竹沢の示した共通視点の2つめと関わるものである。確かに、このワークショップの中で芦田徹郎は、祭り参加者とその「外部」との葛藤について分析している〔芦田1999〕。だが、芦田自身が別のところで述べているように、「内部」と「外部」は相対的かつ重層的であり、どこに視点を定めるかによって両者は常に反転しうるものである〔芦田2001：28〕。とするならば、参加者「内部」の葛藤や対抗関係も、研究対象として浮かび上がってきてもいいはずである。しかし、残念ながら、そのような視点からの報告がワークショップの中でなされることはなかった²⁾。

1-2. デュルケム理論の概要

ところで、竹沢をして、日本の祭り研究を呪縛するものの1つであるといわしめたデュルケムの「宗教社会学」とは、いったいどのようなものなのであろうか。ここで改めて、デュルケムの宗教論を確認しておきたい。周知の通り、彼の宗教論は、主として『宗教生活の原初形態』の中で展開されている。デュルケムによると、儀礼（祭りを含む）とは、「何にもまして社会的集団が周期的に自己を再確認する手段」であるという〔デュルケム1942：272〕。あるいはまた、次のようにも述べている。

儀礼は、——（中略）——集合意識のもっとも本質的な要素を再活動させることにしか役立たないし、また役立ちえないのである。それによって、集団は自ら抱懐している感情と自己の統一の感情とを周期的に活気づける。同時に、個人は自分たちの社会的存在としての性質を強める〔同：250-251〕。

これらの個所で、デュルケムが主張しているのは、儀礼の社会的機能についてである。だが、儀礼の中でそうした機能が発揮されるのは、いかなるメカニズムによってなのであろうか。この問いに対して、デュルケムは、儀礼の参加者たちが共通の身体的所作を行なうことによってであると答える。以下に彼の言葉を引用しよう。

彼ら【諸個人】が一致し、また一致していると感じるのは、同じ叫びを発し、同じ

言葉を発し、同じ対象について同じ所作をすることによってである。——（中略）——各個の精神は、自らを脱却することを条件としてのみ、合致し、交通しうるのである。けれども、それは運動によらずしては不可能である。これらの運動の同質性が集団に自我の感情を与え、したがって、集団を存在させる〔デュルケム1941：415【 】内は筆者〕。

ここまでの引用から、デュルケムが儀礼をどのように認識していたのかが、ある程度明らかとなってこよう。要するに、彼にとって儀礼とは、社会的集団を構成するすべての人々が参加した状況で〔野中1997：30〕、共通の身体的所作を行うことによって彼らを相互に結びつけ、周期的に集団の自己確認をなすとともにその感情や統一感を活性化し、集団を集団として存在させるという社会的機能をもつ集合的行為なのである。また、このような機能を有する儀礼は、その一連のプロセスの中で集合的沸騰と呼ばれる状況を呈するといわれている。集合的沸騰とは、人々が結集した際に見られる「集合的な超興奮状態あるいは極度の高揚状態」であるという〔山崎2001：199〕。以上がデュルケムの宗教論の大雑把な要約であるが、こうした彼の見解についてジャン＝ポール・ヴィレームは、「デュルケムは間違いなく宗教的なものの、一つの重要な機能を強調している。つまりその社会統合機能、社会秩序保証機能を、である」と指摘している〔ヴィレーム2007：26-27〕。似たようなことは宇都宮輝夫も述べており、『原初形態』でデュルケムが展開する宗教の最も重要な社会的機能は、宗教の社会統合機能であるとしている〔宇都宮1998：9〕。このような両者の指摘をもとに、デュルケムの宗教論をあえて単純化して述べるとすれば、集合的沸騰を伴う共通の身体的所作——すなわち儀礼——が、社会統合機能を発揮することによって社会を存在させることになる、となり、これを逆からいえば、社会は儀礼によってもたらされるということになるであろう。このようなデュルケムの見解に関して、タルコット・パーソンズが、宗教が社会現象であるというよりも「むしろ『社会が宗教現象である』」と述べたことは〔パーソンズ1992：178〕、あまりにも有名である。

だが、芦田によると、こうしたデュルケムの理論をよくよく検討してみると、彼の理論は「社会が宗教現象である」ことと「宗教が社会現象である」ことが同時に措定されており、社会と宗教とのプライオリティを問う必要が回避されているように見えるという〔芦田2001：40-41〕。つまり、デュルケム理論における社会と宗教との関係は、説明が不要なほどきわめて密接な状態にあるように思われるというのである。そのため芦田によると、祭りの中で集合的沸騰が起こるためには、ただ単に人が集合しているだけでは不十分であり、人々の間に本来祭りによって産出されるはずの凝集性らしきもの、具体的には旺盛な住民意識やコミュニティ・モラルなどといったものが、あらかじめ共有されていなくてはならないと考えることもできるという〔同〕。芦田のこうした指摘は、

きわめて説得的である。確かに、それまで何の関係もなかった人々を一ヶ所に集めたところで、集合的沸騰が起こるとは考えにくい。このため、集合的沸騰を伴う祭りが成立するためには、人々の間にあらかじめ何らかの社会性もしくは凝集性らしきものが存在していなければならないということができそうである。となると、社会は宗教（祭り・儀礼）によってもたらされるが、その宗教自体は社会が存在していなければ成立しえないということになり、こうした点からすると、デュルケムの理論は、確かに芦田が指摘するように「社会が宗教現象である」と「宗教が社会現象である」とを同時に措定しており、社会と宗教との密接性を前提にしていると考えていいように思われる³⁾。

さらにまた、非常に興味深いことに、芦田による祭りの成立と凝集性らしきものとの関係についての主張は、先に引用した竹沢の見解とも見事に共鳴している。竹沢は、デュルケムの「宗教社会学」と柳田の「要素論」との間に見られる共通点の1つとして、「祭礼を調和的なものと見なし、さまざまな力の葛藤や支配の競争をみないこと」をあげていたが、芦田のいうように、祭りが成立するためには、その担い手たちの中にあらかじめ凝集性らしきものが存在してはならないのだとすると、祭りとはそもそも調和的なものであり、そこで観察される葛藤や対抗関係はあくまでも表面的なものにすぎないとみなすことも可能となつてこよう。しかし、そうした予定調和的な理解で、本当によいのであろうか。担い手たちの間に凝集性らしきものがありさえすれば、どれほど激しい葛藤や対抗関係を示す祭りであっても、最後には必ず大団円を迎えることができると考えていいのであろうか。本稿では、このような問題意識をもって、森の祭りで1939～40年（昭和14～15）に発生した騒動を見ていくことにより、祭りにおける社会統合機能について考えてみたい。

2. 森の祭りと地域の概要

2-1. 1939～40年当時の森の祭り

本格的な分析に先立って、まずは森の祭りの概要を説明しておくことにする。但し、現在の森の祭りと本稿で扱う時期のそれとは、大きく異なる。そこで、ここでは本稿の趣旨に照らし、1939～40年当時の様子についてのみ述べることにする。このころの森の祭りは、毎年11月1日から3日までの日程で行われていた。森の祭りは基本的に、静岡県周智郡森町に鎮座する三島神社の例祭である。当時この祭りには10町内が参加し（表1および図1）、祭り期間中は各町内とも自前の屋台を引き回していた。そのような参加10町内に関して特に注目すべき点は、必ずしもすべての町内が三島神社の氏子であるわけではないことである。表1にあるように、新町・明治町・仲横町・本町・川原町・下宿の6町内は三島神社の氏子であるが、城下・天宮・向天方・戸綿の4町内

表1 1939～40年当時の森の祭り参加町内・社名一覧

町名	社名	氏神	備考	
新町	北街社	三島神社		六社
明治町	明開社	三島神社	1885年に開かれた町内 1885～1888年の間に参加	
仲横町	比雲社	三島神社		
本町	水哉社	三島神社		
川原町	沿海社	三島神社		
下宿	桑水社	三島神社		
城下	谷本社	谷本神社	参加年不明	四社
天宮	凱生社	天宮神社	1890年より参加と推定	
向天方	慶雲社	天方神社	1922年より参加	
戸綿	陸栄社	稲荷神社	1926年より参加	

はそれぞれ別個の氏神をもっている。このように、やや複雑な構造をもつ祭りの運営は、どのようになされていたのであろうか。次に、祭りの運営組織について触れてみたい。森の祭りの運営組織は、各町内のそれと全体のそれとに大別される。各町内の運営組織は、「社」と呼ばれる祭り専用の組織が中心となる。1939～40年当時の森の祭りにおいて、社は数えて35歳までの「若衆」のみによって構成されていた。一方、祭り全体の運営は「大当番会議」と「年番会議」という2つの機関によってなされており、両会議とも主に各社の若衆代表によって構成されていた。したがって、この当時の祭りは、原則的に若衆だけで運営されていたのである。こうした森の祭りの概要の最後として、当時の主要行事を列挙しておく。まず1日目に山車清祓が行なわれ、2日目に神輿の渡御、そして最終日の3日目に神輿の還御と舞児還しが行われた⁴⁾。なお、各日夜には練りと呼ばれる行事もあった。練りとは、複数の屋台を近づけて置き、屋台と屋台の間の空間を使って、人々が体をぶつけあう行事のことをいう(写真1)。練りは、現在でも、祭り参加者たちがもっとも楽しみにしている行事の1つである。

2-2. 参加町内の概要

ここでは、さらに、こうした森の祭りを支える参加町内の近世以降の歴史と性格についても述べておきたい(表2)。三島神社氏子地区(以下「氏子地区」と略称)6町内のうち、明治町を除く5町内は、近世期にはすでに存在していたとされる。これら5町内は近世期に森町村と呼ばれ、旗本の知行地であった。初期には山口氏の知行地であったが、元禄ごろになると土屋氏の支配を受けるようになったという〔森町教育委員会1996:517-546〕。秋葉山へと続く街道の宿場町であった森町村は、1830年(文政13)

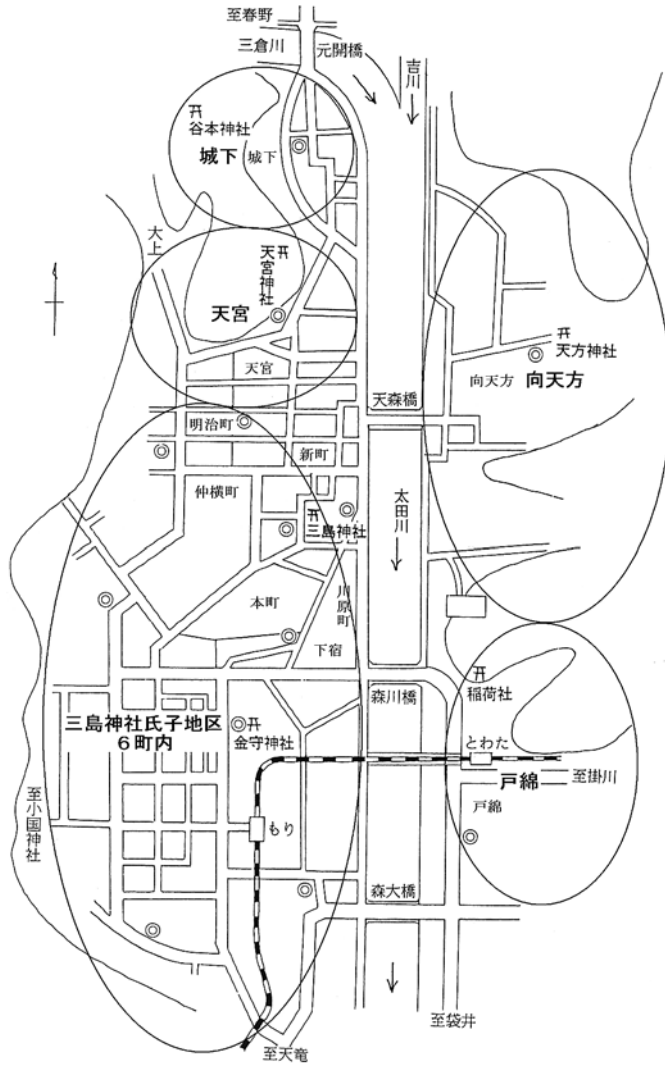


図1 1939～40年当時の参加町内概念図

出典：森の祭り祭典本部・特設祭典写真班1989『遠州森の祭り』p. 10をもとに筆者作成

の「村柄見分之節、高井人別家数書上」によると、家数は合計358軒、そのうち百姓141軒、商人149軒、旅籠屋24軒、諸職人40軒、医師と座頭がそれぞれ2軒ずつとなっている。また人別に関しては合計で1,395人おり、そのうち男性665人、女性は730人となっている。男性665人の職業は、15歳以下の者と60歳以上の者、病身・足弱な者、さらに村役などの267人を差し引いた残りの398人について見てみると、商人153人、旅籠屋34人、諸職人57人、医師・座頭5人、百姓149人となっている〔同1993：362-



写真1 現在の練りの様子

表2 近世以降の行政区分

町内名	近世期			1889年	1955年
	藩政村名	性格	所領		
新町	森町村	町場	山口氏 → 土屋氏	森町	森町
仲横町					
本町					
川原町					
下宿					
明治町	—	—	—		
城下	城下村	農村／町場	掛川藩 → 横須賀藩	飯田村	
天宮	天宮村	町場	山口氏 → 土屋氏		
向天方	向天方村	農村	掛川藩 → 大河内氏		
戸綿	戸綿村	農村	天領 → 高木氏		

365]。これらからも明らかな通り、森町村には商人、旅籠屋、諸職人が多く、その合計数は百姓を大きく上回っている〔同1996：571〕。こうした数値から、この当時の氏子地区5町内が、「森村」ではなく「森町村」といわれた所以をうかがうことができよう。そのような5町内に対し、同じ氏子地区に属する明治町は、その名の通り明治になってできた町内である。1882～83年（明治15～16）ごろ、農閑期に土木工事等に出て日銭を稼いでいた農家は、折からの不景気のため職に就けず困窮していた。そこで彼らを救済するために、新しい町内を造るという計画が持ち上がり、実行に移された。そうして1885年にできた町内が明治町であり⁵⁾、明治期に造られたということでその名がつけられたという〔森の祭り祭典本部・特設祭典写真班1989：64、大庭1997：51-52〕。

一方、近世期の三島神社非氏子地区（以下「非氏子地区」と略称）4町内は、どうな

っていたのであろうか。まずは城下について見てみよう。城下は、近世期の大半を通じて掛川藩領であったが、幕末になると何故か横須賀藩の支配下に置かれた。その時期については明確でないが、1823年（文政6）ごろと考えられている〔森町教育委員会1996：527-546〕。近世期に城下村と呼ばれていたこの地区は、1868年（慶應4）に書かれた「城下村村鑑帳」によると、家数71軒（うち3軒は空き家）、人別328人であり、山畑の山札役、鮎運上、酒造冥加金を納め、大工・農鍛冶・木挽が1名ずついて、農業の間、男女とも山稼ぎをしていたとされている〔同1993：329-336〕。このような記録からすると、農村としての性格を強くもつように思われるが、「往時は秋葉参道の要衝として、商家あり、旅籠あり、大いに繁昌した町である」という記述もあり〔森の祭り祭典本部・特設祭典写真班1989：44〕、町場としての機能も有していたともいわれている。次に天宮についてであるが、近世期に天宮村と呼ばれたこの町内は、森町村同様、初期には山口氏の、元禄以降は土屋氏の知行地となる〔森町教育委員会1996：530〕。1784年（天明4）の「村鑑明細書上帳」によると、天宮村は家数136軒、人数475人、うち男性235人、女性240人であり、毎月3日・9日・13日・19日・23日・29日の6回、市が立ったという〔同1993：296-301〕。また、1721～1784年（享保6～天明4）までの家数と人口の動態を見てみると、家数は30軒、人口は33人増加している〔同1996：598-609〕。こうしたこともあってか、「天宮村は街道沿いの町場で、古くから町としての機能をも」っていたとされている〔同：692〕。最後に、向天方と戸綿について述べてみたい。近世期の向天方は向天方村と呼ばれ、もとは掛川藩の所領であったが、幕末に大河内氏の所領となった〔同：530〕。また、戸綿は戸綿村と呼ばれ、近世初期に幕領として中泉の代官所の支配を受けていたが⁶⁾、元禄期以降に旗本・高木氏の知行地となった。こうした向天方および戸綿の2町内は、農村としての性格をもっていたといわれているが、両町内の近世期の状況については、史料上の限界もあり、残念ながらこれ以上詳しいことはわかっていない。

以上のように、近世期における10町内の状況は、氏神の違いだけでなく、その所領支配の歴史からいっても、また村（藩政村、後の町内）の性格からいっても、複雑な様相を呈していた。こうした村々は、やがて近代に入ると合併されることとなる。例えば、1889年（明治22）のいわゆる「明治の大合併」の際には、森町村・城下村・天宮村・向天方村が合併し、森町となった。このとき戸綿は森町村とは合併せず、南部の村々と合併し、飯田村となった⁷⁾。しかし、その飯田村も、1955年（昭和30）に行われた「昭和の大合併」のときに森町と合併し、現在に至っている⁸⁾〔森町商工観光課広報統計係2003：2〕。

このように参加10町内の間には、いくつかの差異性が存在していたが、とりわけ祭りともなると三島神社の氏子か否かにもとづく違いが強調され、それらは行事の中にも表象された。例えば、山車清祓、神輿の渡御・還御、舞児還しといった行事は三島神社

の神事であったため、非氏子地区4社はこれらの行事に参加することができなかった⁹⁾。参加を認められなかった4社は、特に神輿の渡御・還御や舞児還しの際に、行事の進行を妨げたことも当時はあったという。このようなこともあり、氏子地区6社と非氏子地区4社とは、対抗的な関係にあったのである。

3. 1939～40年の騒動

そうした氏神の違いにもとづく6社と4社との対抗関係が、極端なかたちで表出されてしまったのが1939～40年（昭和14～15）の騒動である。この騒動の経緯については、城下の谷本社によって作成された『谷本社記録簿』に詳しい〔山内2000：110～112〕。そこで、ここでは、同記録簿によりながら事件の顛末を明らかにしていくことにする。

騒動の発端は1939年の祭りであった。1939年11月2・3日の項に、以下のような記述が見られる。

十一月二、三日

本年祭典中不^{ほからず}図も我社と桑水社間に^{ふんじょう}紛擾を生じ 祭典中に未解決のまま問題を後日に持越されたるは実に遺憾とす〔山内2000：110〕

ここに記されている通り、この年の森の祭りでは、谷本社と下宿の桑水社との間に何らかの「紛擾」が発生してしまったようである¹⁰⁾。引用文にあるように、この「紛擾」はその年の祭り期間中に解決できずにいたところ、森の祭りの翌日、つまり11月4日に、非氏子地区4社は当年の祭りの幹事役であった明治町の明開社からの呼び出しを受けた。その席で4社は、昨夜の問題を理由に氏子地区6社が大当番会議を脱退する意向であることを、明開社から伝えられた¹¹⁾。

その後、この件に関する出来事は特に何もなかったが、1940年の祭りも近くなった9月23日、谷本社の役員会議が開かれたことで、事態は再び動き出した。この会議で役員たちは、6社の大当番会議脱退通告以降、これまで何の連絡もないのは谷本社と一緒に祭りを行なうつもりがないからであると判断し、6社とは別に、谷本社独自の祭りを行なうことを決定してしまったのである。この決定は、9月25日に昨年の幹事役であった明開社に伝えられ、10月1日には非氏子地区4社による会議が開かれ、当年の祭りに関する話し合いがもたれた。このまま祭りが2つに分裂するかに思われた10月15日、突如、警察署長や森町町長、さらには警防団長による仲裁によって和解が成立し¹²⁾、この年の祭りも例年通り実施されることとなった¹³⁾。

以上が、1939～40年に森の祭りで発生した騒動の経緯である。見ての通り、この事件は、もともと谷本社と桑水社の間で生じた出来事であった。それが、6社の大当番会

議脱退や4社による独自の祭りを実施するための会議開催にまで至り、事件は氏子地区6社と非氏子地区4社の対立にまで発展してしまった。しかも、この対立は、祭りの分裂を招来しかねないほど危険なものであった。こうした危険性をはらんだ対立を、私たちは、どのように理解したらよいのであろうか。「社会が宗教現象である」ことと「宗教が社会現象である」ことを同時に措定し、社会と宗教（祭り）との密接性を前提としているように見えるデュルケムの理論からすると、この種の対立は起こって当然のことといえよう。なぜならば、氏子地区と非氏子地区との間に存在していた差異性が、祭りに反映されたと解釈することができるからである。だが、こうした視点を採用した途端、厄介な問題を抱え込むことになる。それは、警察署長や森町町長、さらには警防団長の仲裁によって和解が成立した理由を説明できなくなってしまうからである。社会と宗教とは説明が不要なほど密接な状態にあるとするならば、氏神にもとづく差異性をもつ6社と4社との関係は、角突き合わせていがみあっている方がよほど自然であるように思われる。それにもかかわらず、なぜ和解が成立したのであろうか。

4. 「外部者」による仲裁

4-1. 仲裁に乗り出した理由

4-1-1. 儀礼論的解釈

そこで次に、和解が成立した理由について考えていくことにする。その際、2つの側面から、和解成立の要因を考察する必要があるだろう。1つは仲裁者側からの考察であり、ここでは警察署長・町長・警防団長の3者が仲裁に乗り出した理由を問うことになる。もう1つは、仲裁を受け入れた側からの考察であり、各社の代表者たちが仲裁を受け入れることができたのはなぜなのかについて考えていく。まずは、前者についてであるが、これに関しては2つの解釈が可能となる。1つは、警察署長・町長・警防団長の3者による仲裁を、これこそ祭りにおける社会統合機能の発現であるとする、いわば儀礼論的解釈である。彼ら3人も、すでに森の祭りの社会統合機能の影響下にあったために、この祭りの分裂の危機を見過ごすことができなかつたのだとする解釈がこれである。だが、こうした解釈には少々問題もある。デュルケムは、すでに確認したように、祭りの中で社会統合機能が発揮されるためには、参加者たちによる共通の身体的所作が必要であると考えていた。しかし、警察署長・町長・警防団長の3人は、一般の祭り参加者たちと同じように、屋台の引き回しや練りに加わっていたわけではなかつたものと思われる。したがって、厳密に言えば、彼ら3人に祭りの社会統合機能が影響を及ぼしたと考えるには無理がある。そのことはまた、彼ら3人を、若衆たちと同じように祭りの直接的な参加者としてみなすことが難しいことをも意味している。あえていうならば、若

衆たちからすると、彼ら3人は「外部者」もしくは「他者」として位置づけられる存在なのである。

しかしながら、このような理由のみにもとづいて儀礼論的解釈を退けてしまうと、慎重さに欠けるという指摘を受けてしまうかもしれない。なぜならば、注目すべきことに、デュルケムは社会統合機能の源泉となる集合的沸騰について触れた個所で、次のように述べているからである。

ひとたび諸個人が集合すると、その接触から一種の電力が放たれ、これがただちに彼らを異常な激動の段階へ移すのである。表明された感情は、それぞれに大いに外界の印象に鋭敏な全員の意識の中で抵抗なしにこだます〔デュルケム1941：389〕。

このようにデュルケムは、人々が集合することによって、彼らの意識が異常に高まっていくことを指摘している。この指摘を重視するならば、祭りにおける社会統合機能の影響範囲について、もう少し柔軟に考えることもできるのではないだろうか。すでに示したように、警察署長・町長・警防団長の3人は「部外者」もしくは「他者」であったこともあり、集合的沸騰状態にある集団の「中」にいたわけではなかった。しかし、その「すぐ隣」、集団の外縁にいたのである。このため彼ら3人の感情も、集合的沸騰状態にあった若衆たちの感情と部分的もしくは全面的にこだま（共鳴）し、その結果、若衆たちとどこかで共通するような心性をもつに至ったと解釈することもできなくはないであろう。

だが、こうした解釈は、やや強引すぎるであろうか。確かに、このような弁護を行ったとしても、儀礼論的解釈にはなお問題が残ってしまうのである。その問題とは、集合的沸騰状態にあった集団の「すぐ隣」に立っていた人々の中に、警察署長・町長・警防団長の他に、一般の森町住民や見物人もいたことと関係する。彼らの立ち位置が同じであったとすれば、一般の住民たちや見物人も仲裁を行った3人と同じように、若衆たちとどこかで共通する心性をもっていたはずであり、そうであるならば、住民たちや見物人の中から仲裁に乗り出す人が出てきてもおかしくなかったことになる。特に、一般の森町住民、それも町内の「顔役」にあたるような人物による仲裁があってもよさそうに思われるのだが、これまでのところ、それをうかがわせる史資料はもちろんのこと、語りすら見つかっていない。なぜ、社会統合機能は、警察署長・町長・警防団長といった政治的な権威・権力をもつ人へのみ作用し、町内の「顔役」を含む森町の一般住民や見物人には作用しなかったのであろうか¹⁴⁾。儀礼論的解釈の問題は他にもある。それは、一方で、祭りの直接的参加者である若衆たちが祭りを分裂させる方向へと動き、他方で警察署長・町長・警防団長の3人は祭りを統合する方向へと動いていった理由を説明で

きないことである。彼らは全員、多かれ少なかれ、森の祭りによって発揮された社会統合機能の影響下にあったはずである。それにもかかわらず、何故こうした正反対の動きが同時に発生したのであろうか。儀礼論的解釈にはこうした問題が残されてしまうのであり、そのことを考えると、本稿の事例に関する限り、この解釈にはやはり限界があるのではないかと思われてならない。

4-1-2. 社会状況論的解釈

このような儀礼論的解釈とは異なる、警察署長・町長・警防団長の3人が仲裁に乗り出した理由に関するもう1つの解釈は、当時の時代状況が彼らの背中を押したと考える、社会状況論的解釈である。1940年10月17日付『東京日日新聞』の遠州版に、「森の三島神社祭典に新體制」という見出しのついた記事が掲載された。この記事は、3者による仲裁がなされた会議の内容に関するものであり、そこには次のように書かれている。

遠州森町三島神社の祭禮は来る十一月一日より三日間行われるが、^(舊カ?)□来の悪習を一掃 新體制に副ふべく十五日午前十時から森町署楼上に比雲社ほか九社の氏神代表五十余名が参集 小倉署長、大石町長、鈴木警防團長列席で協議を行ない左記の申合せをした

(一) 未成年者の飲酒、喫煙は断乎取締ること (二) 山車の引廻しは午後十時までとすること (三) 風紀問題に関しては特に嚴重監督すること

ここで注目すべきは「新体制 (新體制)」という言葉である。新体制もしくは新体制運動とは、1940年を中心に展開され、新党樹立を中心に政治・経済・文化をはじめあらゆる分野を含む日本の制度の大変革が企図された運動であった¹⁵⁾。考えてみれば、1939～40年という時代は1931年の満州事変に始まる15年戦争の真ただ中であり、国家が総力戦に向けて国民を統合しようとしていた時期であった。そのような国家の意向は、数々の政策からも見て取ることができる(表3)。例えば、1938年4月には国家総動員法が制定され、1939年4月には宗教団体系制定¹⁶⁾、さらに1940年9月になると内務省通達が出され、部落会・町内会・隣保班の組織化が行なわれ、10月に大政翼賛会発会式、11月には全国規模で紀元2600年祭の実施などが見られた。こうした動きはまた、森町という地域社会レベルでも確認することができる。まず、1938年には、政官民が共同して森町の振興をはかるために森町振興委員会が設置された〔森町教育委員会1995: 607-609〕。また、この年には、軍事教練の厳格な実施を目的とした森町立青年学校の特別教育計画も策定され、そこでは上官への服従が説かれていた〔同: 771-774〕。さらに1940年には、森町運送産業報国会が組織されただけでなく〔同1996: 311-313〕、同年11月11日には天宮神社において紀元2600年を祝う奉祝式典が町をあげて行なわれたりもした(1940年11月12日付『静岡新報』)。このように当時は、森町でも地域住民

表3 1930年代後半の社会状況

年	日本の状況	森町の状況
1938年	国家総動員法制定（4月）	「森町振興委員会」設置 「森町立青年学校の特別教育計画」策定
1939年	宗教団体法制定（4月）	
1940年	内務省通達（部落会・町内会・隣保班の組織化、9月） 大政翼賛会発会式（10月） 紀元2600年祭実施（11月）	「森町運送産業報国会」組織 天宮神社にて紀元2600年奉祝式典実施

の統合が求められていたのである。こうした情勢下において、地域社会の不和を表象するかのよう祭りの対立・分裂という事態は、警察や町としても見逃せなかったのではないだろうか。警察署長・町長・警防団長の3者が仲裁を行った理由も、このあたりにあったものと思われる。

4-2. なぜ仲裁を受け入れたのか

4-2-1. 仲裁者の権威・権力

以上、ここまで、仲裁が行なわれた理由を仲裁者の立場から探ってきた。しかし、仲裁による和解の成立とは、互いに相争う当事者双方が和解案を受容しなければ顕在化することのない現象である。ということは、仲裁者側からの考察だけでは不十分であり、受容者側からの分析も必要となる。では、今回の騒動の当事者である各社の代表者たちが3者による仲裁を受け入れたのは、いかなる理由からであったのだろうか。

彼らが仲裁を受け入れた理由の1つとして、すぐに思い浮かぶのは、警察署長や森町町長、さらには警防団長のもつ権威なり権力である。森の祭りでは、現在でもそうなのだが、目下の者は目上の者に逆らいにくい雰囲気があり、「祭りはタテ（の関係）で動く」ともいわれている。また、こうした森の祭り特有の雰囲気に加え、当時は権威者への従順な態度が必要とされていた時代でもあった。すでに見たように、森町立青年学校の特別教育計画の中に上官への服従が説かれていたことなども、そうした時代の空気を伝えていよう。さらに、戦前・戦中期の警察が有していた権力も、各社の代表者たちに仲裁を受容させた大きな要因の1つであったと考えることができる。広中俊雄は、戦前・戦中期の警察を「帝国警察」と呼び、その活動について次のように述べている。

「帝国警察」の悪名を高らしめたものとして、検束がある。——（中略）——検束のおこなわれかたは、今日の善良な市民が常識的に想像しようようなものであったわけではない。警察官が、自分の要求にさからう者ないし自分の気に入らない者を検束して“ブタ箱”に泊めた例は、いくらでもあるのであり、その点だけからしても、

一般市民が警察をコワイものと感じたのには充分の根拠があったといえよう〔広中1968：15-16〕。

このように広中は、戦前・戦中期の警察がどれほど大きな権力を有していたのか、そして、そうした警察を一般市民がどのように感じていたのかについて明らかにしている。こうした当時の状況に関しては、この他にも、瀧静雄による指摘を補足的に取り上げることもできる。瀧によれば、15年戦争当時、村長・学校長・駐在所の警察は「村の三長官」と称されていたという〔瀧1969：166〕。瀧の記述からは、警察のみならず地方自治体の首長も大きな権威をもっていたことが理解できる。これらの諸要素からすると、各社の代表者たちが警察署長・町長・警防団長の仲裁をはねつけるためには、それ相応の理由と相当の覚悟を必要としたことであろう。したがって、現実的には各社の代表者たちが仲裁を拒むことはほぼ不可能であり、それを受け入れざるをえない状況にあったといっているように思われる。

4-2-2. 地域社会の同質性と戦時下という時代性

しかしながら、彼らが仲裁を受け入れた理由は、こうした消極的理由からだけではないとも考えられる。なぜならば、祭りにおける対立の表面化やその分裂状態を、必ずしもよいことではないとする思いが形成される余地が、彼らの日常的な社会生活の中にあったと解釈することもできるからである。そうした思いの形成には、一方で地域社会の同質性が、他方で戦時下という当時の時代性が、深くかかわっていたものと考えられる。まず前者に関してであるが、これまでの考察では、森の祭りに参加する町内間の差異性を強調してきた。しかし、実のところ、参加町内の間には同質性も存在していたのである。例えば、戸綿を除く、氏子地区6町内と城下・天宮・向天方の3町内は、1892年（明治25）以降、同一の小学校区に属していたのであり〔森町制100周年記念誌編集委員会1989〕、このことは祭りに参加している同年代の人々が、多くの場合、小学校時代からの顔見知りであったことを意味している。さらに、参加町内の間では、三島神社の氏子か否かにかかわらず、日常的な人々の交流やもののやりとりも頻繁に行われ¹⁷⁾、通婚さえも見られたという。こうしたことは、森の祭りに参加する町内や社の間に、氏神や町内の歴史・性格にもとづく差異性だけでなく、同窓生や友人・知人、さらには親族のネットワークにもとづく同質性も存在していたことを示していよう。

また、当時の日本では、国民統合を促すための政策を国家が次々と打ち出しており、そうした動きが森町でも見られたことについては、すでに指摘した通りである。だが、このころ見られた事象はこれだけではなく、この他にも地域社会の住民を動員して行われたさまざまな行事があったのである。残念ながら、森の祭りに参加していた10町内に関する史料は残されていないものの、その周辺の地域では時局映画の上映や時局講演会の開催、銃後援強化週間といった運動の実施〔森町教育委員会1995：723-725〕、

防空訓練の実施などが行なわれていた〔同1998：397-398〕。おそらく、同じようなことが、参加町内の間でもなされていたものと推測される。国家はこうした政策や行事を通して、総力戦体制を確立するために国民を統合していこうとしたわけであるが、そのことはまた、祭りとは異なる日常的な社会生活の場面で実施されたこれらの政策や行事が、人々を統合する働き、すなわち社会統合機能を有すると考えられていたことを意味していよう¹⁸⁾。

このような、参加町内および社の間に存在した同質性や国民統合を促していた当時の時代性は、各社の代表者たちの間に半ば仲間意識に似た感情を形成することに一役買ったのではないかと思われる。そうした感情が日常的な社会生活の中で形成されていたからこそ、祭りの場面で表面化した対立や分裂を「異常なもの」として認識し、そうした認識が最終的に、警察署長・町長・警防団長による仲裁を受け入れることにつながったと解釈することもできるのである。

5. 対立の宗教社会学的解釈——社会と祭り——

5-1. 対立の潜在的可能性

しかし、仲裁を可能にした要因のうち、特に地域社会の同質性や国民統合を促す当時の時代性を重視すると、今度は逆に、今回の「紛擾」によって対立が深刻化し、一時は祭りが分裂しかけた理由が不明瞭になってしまう。いったいどうしたら、このようなジレンマから抜け出し、すでにある程度の凝集性らしきものが地域社会に備わっていたにもかかわらず、祭りで騒動が発生し、その結末に亀裂が生じてしまったという事態と、地域社会の中に差異性が存在していたにもかかわらず、そうした騒動が後に仲裁され、和解が成立したという事態とを、矛盾なく説明することができるのであろうか。

こうした問題を考えていくにあたり、さしあたりここでは、そもそも祭りという社会統合機能が発揮されるべき場面において、なぜ対立が表面化してしまったのかという問題を明らかにしておきたい。この問題を考えていく上で、上野千鶴子の指摘が参考になる。上野によると、祭りとは共同体の内部に外部を創り出す制度的な装置であり、そうして創出された外部へと共同体の攻撃性を回路づけることによって、集団は自己の境界を維持するのだという〔上野1984：53-54〕。上野のこのような指摘は、ある程度、森の祭りにも当てはまる。ある社にとって、他社はまぎれもなく「内なる外部」である。したがって、各社は他社との間に境界線を設定し、それを維持することによって¹⁹⁾、集団としての存立を確保することになる。森の祭りの場合、そうした境界線は各社の間だけでなく、氏神の違いにもとづいた6社と4社との間にも引かれ、さらには全10社という1つのまとまりを創り出すためにも引かれる（図2）。参加集団のこうした入れ子

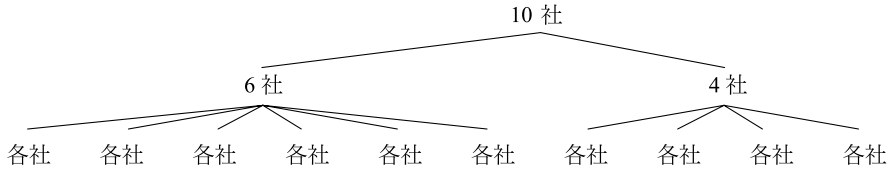


図2 参加集団の入れ子構造

構造を個人の側から捉え返すと、自己の帰属先としてアイデンティファイする集団が、レベルを異にしつつ複数存在していることになる。このことは、各個人がアイデンティファイする集団が、状況に応じて異なる可能性を示唆しているといえよう。祭りの社会統合機能について論じたデュルケムは、集会的沸騰により個人のアイデンティティは全体へと回路づけられると想定していたようであるが、本稿の事例を見る限り、ことはそう簡単ではないように思われる。

もともと、森の祭りでは、祭りのたびごとに深刻な対立が表面化していたわけではない。何事もなく行事が進行していけば、個人は全体にアイデンティファイすることが可能である。このような場合、集会的沸騰によって「内なる外部」の境界線が融解または消失し、全10社という1つの集団が立ち現れることになる。これこそ、社会が統合された状態であるといえる。しかし、けんかなどの葛藤は、そうした回路を閉ざしてしまう。もちろん、謝罪などによって「正常な」関係を構築し直すことで、この回路を再び開くことも可能である。だが、今回の事例のように、そのような努力がなされなかった場合、個人はより下位の集団にアイデンティファイしてしまい、その結果、社会統合に失敗してしまうことも起こりうるのである。

5-2. 社会と宗教

こうして、祭りという集会的沸騰状態においても社会統合機能が発揮されないこともあることが、理論的に裏づけられた。となると残された問題は、先に記したように、対立の深刻化と和解の成立という2つの現象が短期間のうちに出現しえたことを、矛盾なく説明することである。これら2つの現象を、「社会が宗教現象である」ことと「宗教が社会現象である」ことを同時に措定し、社会と宗教（祭り）との密接性を前提としているように見えるデュルケムの理論にしたがって解釈しようとする、途端にジレンマに陥ることとなる。その理由は、もはや明白であろう。日常的な社会生活の中には、対立の深刻化と和解の成立という相反する方向性をもつ2つの現象を、ともに生起させてしまう要素が混在していたからである。すでに見てきたように、森の祭りに参加する町内や社の間には、氏神や町内の歴史・性格に関して差異性が認められた。しかし、それと同時に、町内や社の間には同質性もあったことを忘れてはならない。さらには、今

回の騒動がもちあがった時代が戦時下であり、森町も含め日本全国で国民統合を促進する動きが相次いでいたことも看過してはならない。これらの点からすると、日常的な社会生活の中には、差異性という対立の深刻化をもたらす要素もあれば、同質性や時代性といった対立を和らげ、和解の成立を可能にする要素もあったことになる。それだからこそ、1939～40年の一連の騒動を日常的な社会生活に直接結びつけて解釈しようとする、ジレンマに陥ってしまうのである。そこで、こうした状況から抜け出すためには、やはり社会と宗教とを切り離して考える必要があるように思われる。実際、今回の騒動による社会生活への重大な影響を示す史資料や語りは、これまでのところ一切見つかっていない。このようなことからしても、この騒動は祭りという文化的または宗教的場面における社の関係の中で発生した出来事であって、日常的な社会生活における町内関係の中で発生した出来事ではないといえることができる。こうした見解を、さらに明瞭に述べるとすれば、次のようになるだろう。すなわち、社会生活という社会現象と祭りという文化的・宗教的現象とは、少なくとも今回の事例の舞台となった近代社会の場合、説明が不要なほど密接な関係にあるのではなく、むしろ両者の間にはギャップが存在しているものであり、そのため、祭りの中で発生した出来事のすべてを社会生活に直接結びつけて説明する必要は必ずしもないのである。

このような現象の解釈に加え、社会と宗教（祭り）との間にギャップが存在することについては、関係者たちの認識からも確認することができる。以下に2人の男性による語りを示そう。

比雲社元社員（1931年生まれ）

祭りになると、6社と4社は違うという意識を前面に出していたが、普段のときは4社の人間だからといって、彼らを特別扱いはなかった。

谷本社元社員（1933年生まれ）

いつもは4社・6社関係なく仲間内でワイワイやっていたけど、祭りとなると態度が変わった²⁰⁾。

一見してわかるように、両者はまったく同じことを述べており、日常的な社会生活と祭りとは実践様式が異なると語っている。彼らによると、社会生活の場面では氏神の違いにもとづく差異性を強調することなく行為が行われるのに対して²¹⁾、祭りの場面ではそれを強調するような行為が発現することもあるとしている。こうした語りは、彼ら2人だけではなく、多くの人々からも聞くことができる。その意味からすると、社会と宗教との間にギャップが存在するということは、森の祭り関係者たちにとって、いわば「常識」なのである。

さらに、そうした社会と宗教（祭り）との間に存在するギャップについては、筆者だけでなく他の研究者によっても指摘されている。例えば、クリフォード・ギアツは、社会変動にさらされた中部ジャワ東部の小さな町モジョクトにおける葬送儀礼の分析を通して、社会的相互関係様式と文化的意味体系との間に存在する不調和——これをギアツの言葉に沿いながら別言すれば、社会構造と文化との不調和、となる——について言及している〔ギアツ1987：243-290〕。また、本稿で何度も引用した芦田も、「社会と宗教との関連は、説明を要求される問題であろう」と述べている〔芦田2001：41〕。このような指摘からしても、社会と宗教との関係は、説明が不要なほど密接な状態にあるわけではないといえよう。

6. まとめにかえて

以上、本稿では、1939～40年にかけて森の祭りで起きた騒動を事例として、祭りにおける社会統合機能について考察し、2つのことを明らかにしてきた。それは、第1に、祭り、とりわけ森の祭りのように激しい対抗関係を呈する祭りの場合、状況によっては集合的沸騰状態においても社会統合機能が発揮されず、それどころか、祭りの秩序を破綻させてしまうほどの騒動を引き起こしかねない危険性を秘めていることであり、第2に、近代社会における社会と宗教（祭り）の間にはギャップが存在することの2つである。こうした指摘は、今後の祭り研究を、どのような方向に導くことになるのだろうか。最後に、そのことについて簡単に触れながら、稿を終えたいと思う。

今回の事例に関して特に重要と思われる点は、1939年の祭りで発生した「紛擾」を契機として、氏子地区6社と非氏子地区4社との対立が深刻化していったことである。この出来事は、上述の通り、集合的沸騰状態においても社会統合機能が発揮されなかったことを意味している。では、そうした事態に陥ったことにより、人々の社会生活や地域社会のありようにどのような問題が生じたのかということ、特にこれといって問題らしい問題は起こらなかった。このため、そのような事実からすると、祭りの中で社会統合機能が発揮されなくても、社会は崩壊せず、統合された状態を維持することができるという主張することも可能となつてこよう。それにしても、なぜ、こうしたことが起こりえたのであろうか。本稿の事例に即して、その理由の1つを示すとすれば、やはり国民統合を推し進めていた戦時下という当時の社会状況をあげるのではないかと考えている。なぜならば、すでに述べたように、国民統合が促進されていたときというのは、日常的な社会生活の場面においても社会統合機能が発現していたとみなすことができるからである。そのため、祭りの中で統合に失敗したとしても、それほど大事には到らなかったのではないかとと思われる。しかしながら、こうした解釈は、新たな疑問をも生み出す。なぜならば、このような解釈は、祭りの中で発揮される社会統合機能の意義

が、戦時下において相対的に低下していたことを示唆しているからである。いったい祭りの中で発揮される社会統合機能は、戦時下において、どれほどの重要性を有していたのであろうか。現在、15年戦争中の祭りのありようを明らかにした研究は、管見の限り、ほとんど存在していない。本稿でも、戦時下の祭りの状況については、詳しく記述することができなかった。そのため今後は、より多くの史資料を用いて戦時下の祭りのありようを立体的に明らかにしていくことが必要となろう。と同時に、当時の祭りの中で発揮された社会統合機能の意義についても深く考えていくことが、これからの祭り研究に求められる1つの課題であると思われる²²⁾。

また、そうした社会統合機能の意義について考えることは、近代社会さらには現代社会における社会と宗教（祭り）との関係性を問い直すことにもつながっていくものと思われる。これまで何度となく指摘してきたように、デュルケムはこれら2つの関係をきわめて密接なものと考えていたようである。しかし、本稿の分析を通じて明らかになったことは、社会と宗教との間にはギャップが存在するということであった。もちろん、だからといって、両者の間にはいかなる関係も存在しないと想定することには問題があるだろう。場合によっては、明らかに、社会状況が祭りのありように影響を及ぼすこともあるからである。こうしたことを考慮しつつ、近現代における社会と宗教との関係を、デュルケムとは異なる形で理論化するには、どうしたらよいのであろうか。このことも、今後の祭り研究に求められている非常に大きな課題ではないかと考えている。

このような課題は、確かに、今後の祭り研究が解明すべき問題群のほんの一部にすぎない。しかし、これらの課題と真摯に向きあうことで、祭りという文化現象の意味や祭りを取り巻く社会のありよう、さらにはそれに携わる人々の様相を、少しずつではあるが、明らかにすることができるのではないかと考えている。そうした作業はまた、日本の祭り研究を、1つの文化論もしくは社会論として鍛え上げていくことにもつながるものと思われる。このような取り組みを意識的に続けていくことによって、現在でもきわめて刺激的な知の巨人たちの思想を相対化し、新たな地平を切り開いていくことが重要であろう²³⁾。

(謝辞)

本稿を執筆するにあたり、調査にご協力いただいた多くの方々に、心から御礼申し上げます。

注

- 1) 「テキスト」と「暗黙の文化的コンテクスト」との関係について、詳しくは松澤を参照のこと〔松澤2007〕。
- 2) 確かに、それらしき指摘は、総合討論における芦田や福岡裕爾の発言の中に見ることができる〔竹沢(他)1999:115-116〕。但し、それらはあくまでも指摘にすぎず、体系だった分析ではなかった。
- 3) 『宗教生活の原初形態』におけるデュルケムの理論では、菅康弘も指摘しているように、「聖→俗」の局面(これを本稿の言葉で言い換えるならば『『宗教→社会』の局面』となる)に議論が集中しており、「俗→聖」に関する記述がほとんど見当たらない〔菅1989:17〕。このためデュルケムの理論では、集合的沸騰を伴う祭り(儀礼)がどういった状況で発生するのかが、まったく明らかにされていないのである。ここで取り上げた芦田の主張は、こうしたデュルケム理論のいわば「問題点」を踏まえた上で導き出された1つの見解であるといえよう。
- 4) ここでは、参考までに、山車清祓と舞児還しについてごく簡単に説明しておく。山車清祓とは、森の祭りの安全を願って、三島神社の神職が各社の若衆や屋台に対して祓いをなす行事である。また、舞児還しとは森の祭りにおけるクライマックスの1つであり、神社に舞を奉納した子ども(この子のことを舞児という)を屋台に乗せて、その子の家もしくは町内の会所などへ帰す行事のことをいう。後に本文でも触れるように、これら2つの行事は三島神社の神事であることから、これらへの参加は当時、三島神社氏子地区の6社に限られていた。
- 5) 明治町の成立年代に関しては、森町制100周年記念誌編集委員会による『森町 むかしといま』を参照のこと〔森町制100周年記念誌編集委員会1989:148〕。
- 6) 中泉とは現在の磐田市中泉のことである。
- 7) だが、このような記述は、やや正確性を欠いている。実のところ、戸綿村は1876年(明治9)に周辺の集落と合併し、陸実村と呼ばれていたのである〔森町教育委員会1998:948〕。
- 8) とはいえ、ここに示した経緯は、森町全体の合併史のほんの一部である。森町は、この他にも多数の藩政村・地域を取り込んで、現在に至っている。
- 9) こうした状況は、神輿の渡御・還御に関しては1954年(昭和28)まで、山車清祓と舞児還しについては1973年(昭和48)まで続いた。
- 10) この「紛擾」がいかなるものであったのかに関しては、史料上の限界もあり、現在のところ明らかにすることはできない。但し、語りによると、この紛擾とは練りの中で発生した社同士の大げんかであり、このときのけんかでは互いに屋根瓦を投げあったともいわれている。
- 11) このときの様子を、『谷本社記録簿』1939年(昭和14)11月4日の記述から引用しておく。

十一月四日

——(中略)——

午前十時明開社より大当番召集の通達有り

金子市平君 藤江吾一郎君出席す

出席社数は谷本社 凱生社 慶雲社 睦栄社の四社代表にて 席上大当番より昨夜の問題を理由に六社の大当番脱退の通告あり 十一時半解散す〔山内2000:110〕

ちなみに、その年の大当番会議で話し合われた内容を書き記す「大当番記録簿」には、氏子地区6社が大当番会議を脱退したことについて、奇妙なことにまったく記載されていない。しかし、仲横町の比雲社によって書かれた「記録簿」には、「突如四日五社会議ニヨリ大當番脱退案提出中ナリ」と記されている。この記述からすると、比雲社は、大当番脱退という自分たち氏子地区の対応に驚いているように感じられる。

- 12) 警防団とは、1939年1月に公布された警防団令によって新設された、防空と消防のために警防に従事する地域団体のことである。警防団は、民間の消防組織である消防組と、防空機関として結成されていた防護団を母体としたが、警防団自体は官製の組織として位置づけられ、地方長官が市町村の申請または職権で設置することとされた。この団体の団長・副団長は地方長官が、その他の団員は警察署長が任免し、警察の指揮下に入り、防空消防活動に国民を動員する上で中心的な役割を果たした。なお、ここでのこうした記述は、下中弘（編）1993『日本史大辞典』2、平凡社、p. 1211、さらには国史大辞典編集委員会1985『国史大辞典』5、吉川弘文館、p. 69を参照した。
- 13) ここまでの経緯を、『谷本社記録簿』1940年の記述から引用しておく〔山内2000：112〕。

九月二十三日

——（中略）——

同日役員全部夕食を共にし 席上本年度祭典に関し協議す

昨年度祭典において 我社と桑水社間に紛擾生じ 果ては六社の大当番脱退の通告に接し 以来其の儘となり居り 本年祭典行事に関しても何等連絡の機関なく 六社の大当番脱退は我谷本社と従来の如き同一歩調を取らざる意中と見なし 谷本社においては独自の立場を以て祭典を挙行致すべく 右旨を六社に通達する事に一決す

九月二十五日

昨年の大当番明開社を訪問し 本年谷本社祭典の行事は谷本社独自の立場を以て挙行致す旨を通達す

十月一日

凱生社 慶雲社 睦栄社四社会議を開き 本年度祭典に関し協議す

十月十五日

各社代表警察署会議室に集まり 署長仲介のもとに昨年よりの紛擾も遂いに解決を見 同席上引続き大当番会議を開催す

——（略）——

十月二十三日

大当番臨時会議三河屋において開催す

——（略）——

十一月二日三日

本年祭例も前年の如く晴天に恵れ実に盛大なりき

屋台引廻しに際しては本年署よりの注意を良く守り その豪壮なる事他町の比に非ず 事故もなく無事終了せしは役員及び社員の御協力の賜と存じ深謝す

午後十一時社員全部神社に集合 無事祭典終了の御報告をなし 万歳三唱の上散解す

なお、『谷本社記録簿』の1940年10月15日の記述の中で、仲裁を行った人物とされているのは警察署長ただ1人である。しかし、後に本文でも触れるように、1940年10月17日付『東京日日新聞』の記事には警察署長の他に、森町町長や警防団長の名も記されている。また同じ日の『静岡新報』でも、警察署長・町長・警防団長の名があげられていた。だが、この年の「大当番記録簿」には、10月15日の会議に彼ら3人だけでなく警部補・巡査長・刑事部長も出席していたことが記されている。こうしたことを踏まえた上で、本稿では記述が煩雑になることを避けるために、仲裁を行った人物として、とりあえず警察署長・町長・警防団長の3人をあげておくことにする。

- 14) この点について、本当は、「顔役」を含む森町の一般住民による仲裁も存在していたのであるが、その記憶がすでに人々の間から失われてしまったために、結果的に彼らによる仲裁がなかったかのように見えるにすぎないと考えることも、もちろん可能である。しかし、後に本文でも触れるよう

に、「タテの関係」、すなわち長幼の序を重視する森の祭り関係者の価値観からすると、若衆よりも年上の人々による仲裁があったならば、その時点で記録や記憶に値するものとして認識され、何らかの証拠が残ったのではないかという気がしないでもない。

- 15) この部分の記述に関しては、国史大辞典編集委員会1986『国史大辞典』7、吉川弘文館、pp. 879-880を参照した。
- 16) 村上重良によると、宗教団体法とは、天皇制ファシズムによる宗教の統制と利用を完璧にするためのものであり、宗教弾圧の新たな武器になったという〔村上1970：204-205〕。
- 17) 城下で、かつて旅館業を営んでいた女性（1927年生まれ）によると、同じく旅館業を営んでいた両親から、三島神社氏子地区で生まれ育ち、後に日本で初めて氷砂糖の製造に成功した実業家・鈴木藤三郎（1855～1913）が〔山本1999〕、実家の旅館で、しばしば城下の名士たちと宴会を行っていたという話を聞いたことがあるという。鈴木の活躍した時代が主に明治期であったことを考慮すると、氏子地区を越えた交流は以前からあったといえることができる。
- 18) ということは、やや不謹慎な物言いになるが、戦争のある種の祭りともみならずことも可能となろう。戦争と祭りとの類似性については、上野千鶴子も「戦争は、集団の成員に高揚したお祭り気分をもたらす」と述べている〔上野1984：52〕。また、芦田もカイヨワを引きながら、「カイヨワの所論にしたがうならば、近代においては、戦争こそが、もっとも巨大でもっとも強力な共同体である国家の祭りということになる」と指摘している〔芦田2001：87〕。
- 19) 境界線を設定・維持することは、他社との差異化を図ることでもある。森の祭りに参加する各社は、相互にこの作業を行なうため、各社間関係はときとして対抗的になる。なお、森の祭りで見られる各社間の対抗関係については、拙稿を参照のこと〔谷部2000〕。
- 20) 本文中にも記したように、2人の男性の生まれ年は、それぞれ1931年と1933年であるため、1939～40年の騒動の際には10歳にも満たない子どもであった。そのため、厳密に言えば、彼らの認識とこの騒動に関わった人たちのもっていた認識とは必ずしも一致しない可能性がある。しかしながら、すでに現在では、この騒動に関わった人々からの語りを採取することがきわめて困難であることから、ここでは2人の語りを補足的に用いることとした。
- 21) もちろん、だからといって、日常的な社会生活の場面において氏神の違いにもとづく差異性がまったく表面化しないかという、そうでもない。例えば、普段の会話の中で森の祭りのことが話題として登場すると、往々にしてこの差異性が強調されることとなる。
- 22) 祭りの中で発揮される社会統合機能の意義に関しては、戦時下だけでなく、現代においても問う必要があるのではないかと考えている。なぜならば、森の祭りでもすでにそうなのだが、いくつかの祭りの場合、その担い手たちの中に、現在は余所へ転出してしまっているものの、祭りになると帰ってくるかつての住人たちや、これまでその土地に住んだことはないが、何らかの縁で祭りに参加しているという人々までもが含まれているからである。彼らは祭りが終わると、当然のことながら、自分たちの生活空間へと帰っていく。しかし、祭りの中で発せられる社会統合機能は、こうした人々にも影響を及ぼしているはずであり、したがって、彼らと地域社会の住人とは祭りの中で統合されることになるはずである。このように考えてくると、こうした現象に関して、いくつかの疑問が思い浮かぶ。第1に、そもそも地域社会の住人とそうでない人々とは、祭りを通して結びつく、あるいは結びつこうとするのはなぜなのであろうか。第2に、そのような結びつきによって、いかなることが生じるのであろうか。第3に、そうした現象そのものもつ社会的意義とは何なのであろうか。これらの疑問も、従来の祭り研究で十分に解明されていない問題である。
- 23) 本稿では、祭りを分析するにあたり、機能論にこだわって議論を進めてきた。しかし、祭り研究をより有意義なものとするために求められているパースペクティブは、必ずしも機能論に限られるわけではないと考えている。その意味で、機能論にも限界のあることを、十分理解しているつもりである。

参考文献

- 芦田徹郎 1999 「現代都市祭礼のアイロニー——祭りの不可避性と不可能性をめぐって——」『宗教と社会』別冊 pp. 99-106.
- 2001 『祭りと宗教の現代社会学』世界思想社
- 上野千鶴子 1984 「祭りと共同体」『地域文化の社会学』世界思想社、pp. 46-78.
- 宇都宮輝夫 1998 「デュルケム宗教社会学の形成過程」『宗教研究』317、pp. 1-26.
- 大庭学 1997 『遠州森の祭りの歴史』
- ギアツ・C 1987 『文化の解釈学 I』吉田禎吾（他・訳）、岩波書店
- 菅康弘 1989 「デュルケム宗教社会学における〈力〉への視点」『ソシオロジ』105、pp. 3-22.
- 瀧静雄 1969 『警察今昔物語』新人物往来社
- 竹沢尚一郎 1999 「問題設定」『宗教と社会』別冊、pp. 81-82.
- 竹沢尚一郎（他）1999 「都市祭礼研究の課題と可能性」『宗教と社会』別冊、pp. 80-116.
- デュルケム・E 1941 『宗教生活の原初形態』(上)、古野清人（訳）、岩波文庫
- 1942 『宗教生活の原初形態』(下)、古野清人（訳）、岩波文庫
- 野中亮 1997 「『宗教生活の原初形態』における「俗」の位置——デュルケム宗教社会学の動学化のために——」『ソシオロジ』128、pp. 19-35.
- パーソンズ・T 1992 『社会的行為の構造』3、稲上毅（他・訳）、木鐸社
- ヴェレーム・J・P 2007 『宗教社会学入門』林伸一郎（訳）、白水社
- 広中俊雄 1968 『戦後日本の警察』岩波新書
- 松澤和宏 2007 「テキスト生成論をめぐる解釈学的考察」『21世紀 COE プログラム「統合テキスト科学の構築」最終報告書 統合テキスト科学の地平』pp. 47-72.
- 村上重良 1970 『国家神道』岩波新書
- 森町制100周年記念誌編集委員会 1989 『森町 むかしといま』
- 森の祭り祭典本部・特設祭典写真班 1989 『遠州森の祭り』
- 森町教育委員会 1993 『森町史』資料編3（近世）
- 1995 『森町史』資料編4（近現代）
- 1996 『森町史』通史編（上）
- 1998 『森町史』通史編（下）
- 森町商工観光課広報統計係 2003 『森町の統計 平成14年度版』
- 谷部真吾 2000 「祭りにおける対抗関係の意味——遠州森町『森の祭り』の事例を通して——」『日本民俗学』222号、pp. 64-94.
- 山内薫明（校訂）2000 『谷本社記録簿』
- 山崎亮 2001 『デュルケム宗教学思想の研究』未来社
- 山本義彦 1999 「鈴木藤三郎」『近代静岡の先駆者』静岡新聞社、pp. 113-130.